



石卷市震災復興推進会議
現地視察資料

平成25年5月25日
石 卷 市

現地視察行程

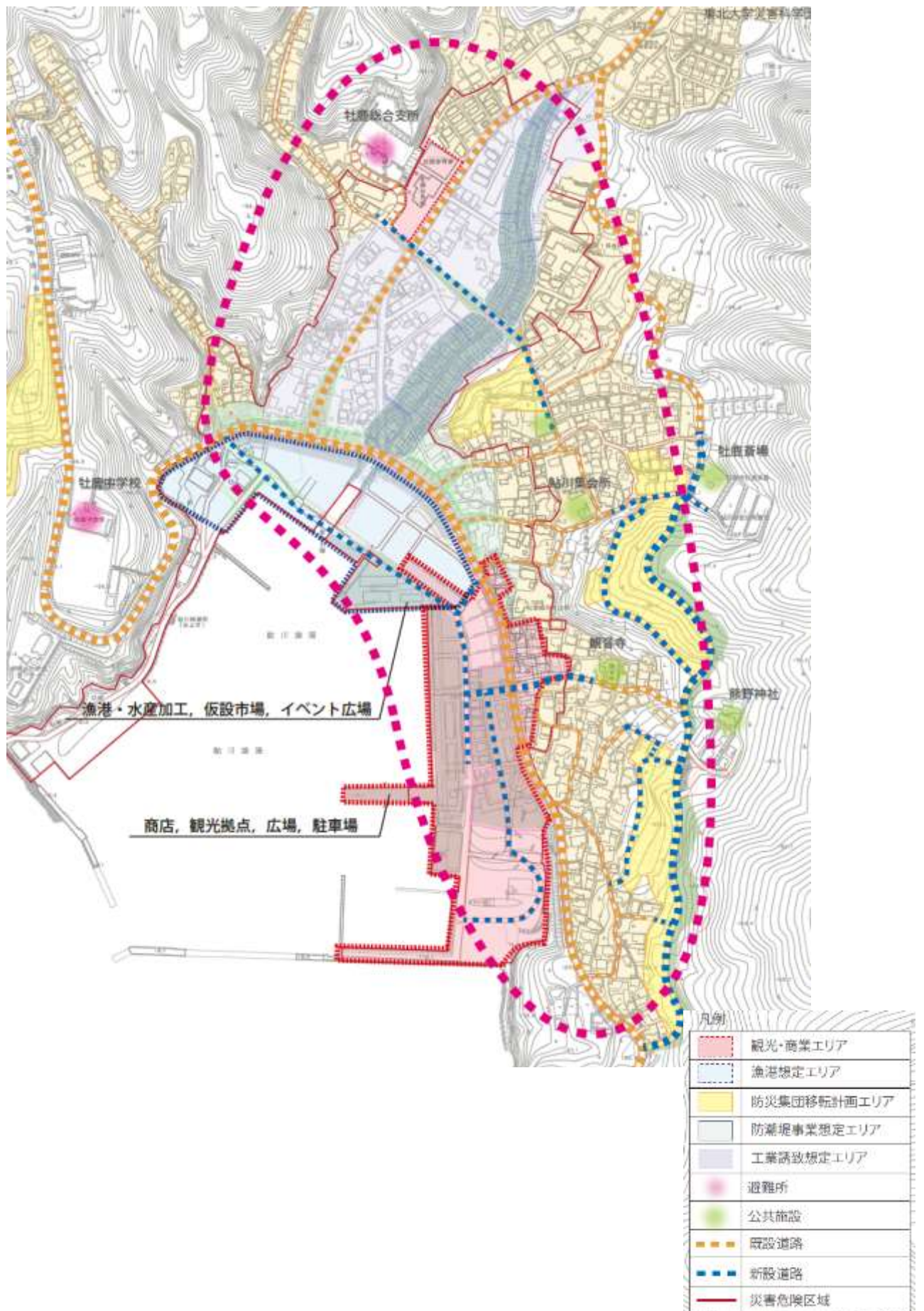
着		発
—	石巻市役所（平面駐車場前）	9 : 3 0
—	門脇・南浜地区～日和大橋～魚市場周辺（車窓）	9 : 5 5
1 0 : 3 0	牡鹿：給分浜地区防災集団移転促進事業 （埋蔵文化財発掘調査の実施状況）	1 0 : 5 0
1 1 : 0 0	牡鹿：鮎川中心部、観光栈橋付近	1 1 : 0 5
1 1 : 1 0	牡鹿：おしかのれん街（トイレ）	1 1 : 1 5
1 2 : 0 0	新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業（車窓）	
1 2 : 0 5	根上松復興公営住宅（室内見学 一般・車いす）	1 2 : 1 5
—	日和大橋～釜～工業港・曾波神線～蛇中前～河南 I C 新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業（車窓）	1 2 : 3 5
1 2 : 5 0	河北：上品の郷（昼食・トイレ）	1 3 : 3 0
1 3 : 5 0	北上：カントリーエレベーター（車窓）	
1 3 : 5 5	北上：釜谷崎防災集団移転促進事業（車窓）	
1 4 : 0 0	北上：総合支所跡地（環境省国立公園事業）	1 4 : 0 5
1 4 : 1 0	河北：大川小学校	1 4 : 2 0
1 4 : 3 0	雄勝：中心部、雄勝店こや（トイレ）	1 4 : 4 0
1 5 : 2 0	開成地区、フットサル場（車窓）	
1 5 : 3 0	中心部再開発事業（東宝前道路から立町右折）（車窓）	
1 5 : 3 5	石巻市役所（防災センター前） 解散	

2	石巻魚市場周辺地区
	<p>○水産物地方卸売市場整備事業（～H26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間水揚げ量は震災前の42%まで回復 ・市場背後地の嵩上げ工事実施中


3	牡鹿給分浜地区
	<p>○防災集団移転促進事業（～H27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ha、31戸、93人 ・整備地区の埋蔵文化財発掘調査実施中


4	鮎川中心部
	<ul style="list-style-type: none"> ・中心部のまちづくり構想検討中

(鮎川まちづくりのイメージ案)



5	渡波地区
	<ul style="list-style-type: none"> ○新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 17.8ha、370 戸、960 人（計画） ・ H26 年度下期～住宅供給順次開始 ○新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 11.2ha、220 戸、570 人（計画） ・ H27 年度～住宅供給順次開始

6	復興公営住宅（根上り松）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全体の整備目標 4,000 戸 （市街地部 3,300 戸、半島部 700 戸） ・ H26 年度までの供給目標を 2,000 戸とし、本格的な供給開始を目指す。

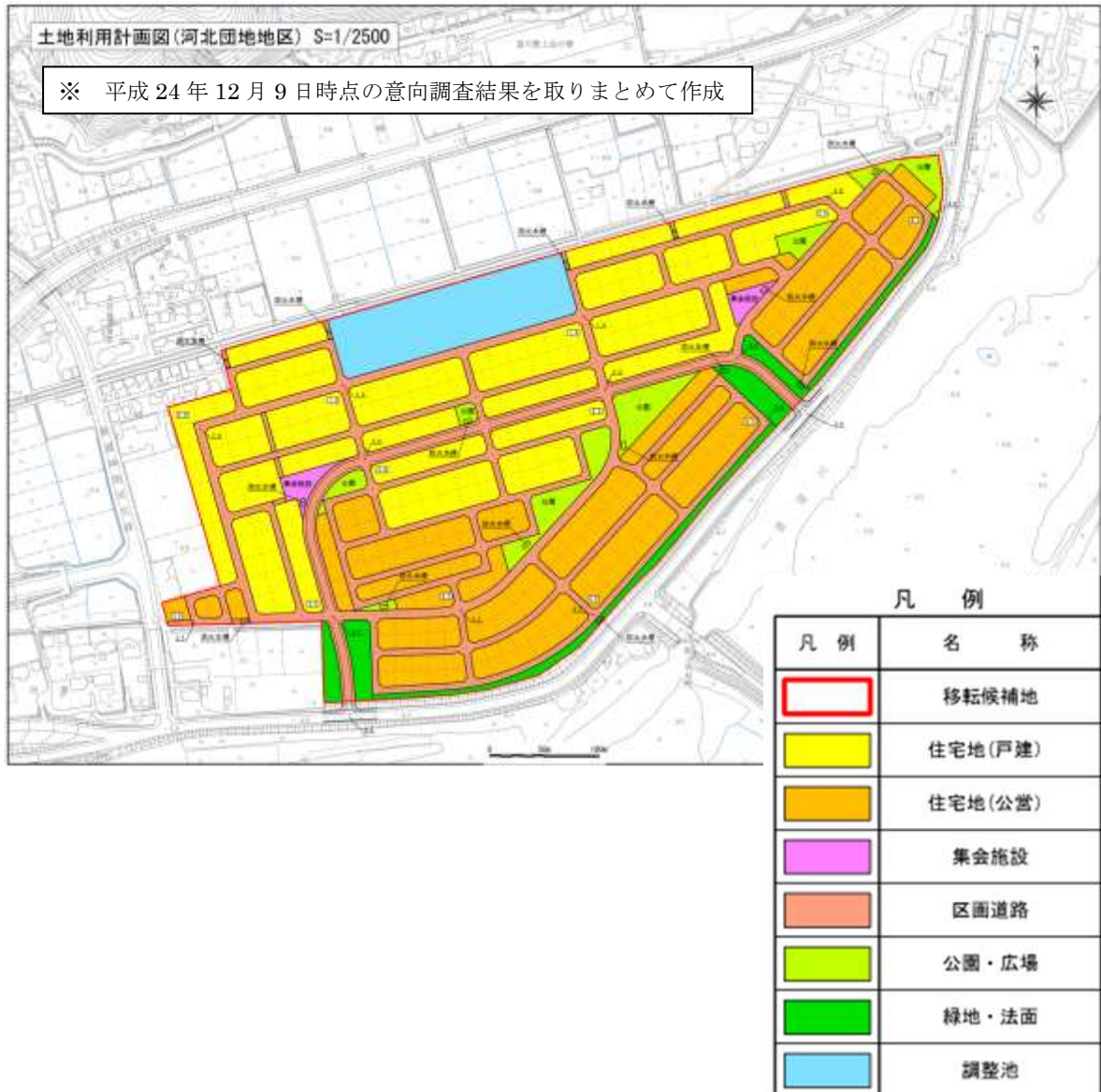
7	蛇田地区
	<ul style="list-style-type: none"> ○新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 46.5ha、1,460 戸、3,700 人（計画） ・ H26 年度～住宅供給順次開始 ○新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 27.4ha、720 戸、1,870 人（計画） ・ H27 年度～住宅供給順次開始 ○あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5.6ha、190 戸、490 人（計画） ・ H26 年度～住宅供給順次開始


8 | 河北地区

○防災集団移転促進事業（～H28年度）

・19.1ha、417戸、1,126人

※国土交通大臣同意を得た事業計画書時点の計画



9	北上カントリーエレベーター
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同乾燥調製貯蔵施設整備事業（～H25年度） ・北上食料供給体制強化特区 （H24.3.23 認定 宮城第5号） ・営農活動の再開を支援し、農地の利用集積の促進や農業経営の効率化を図る。 ・450ha 規模

10	北上釜谷崎地区
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業（～H25年度） ・0.6ha、6戸、11人

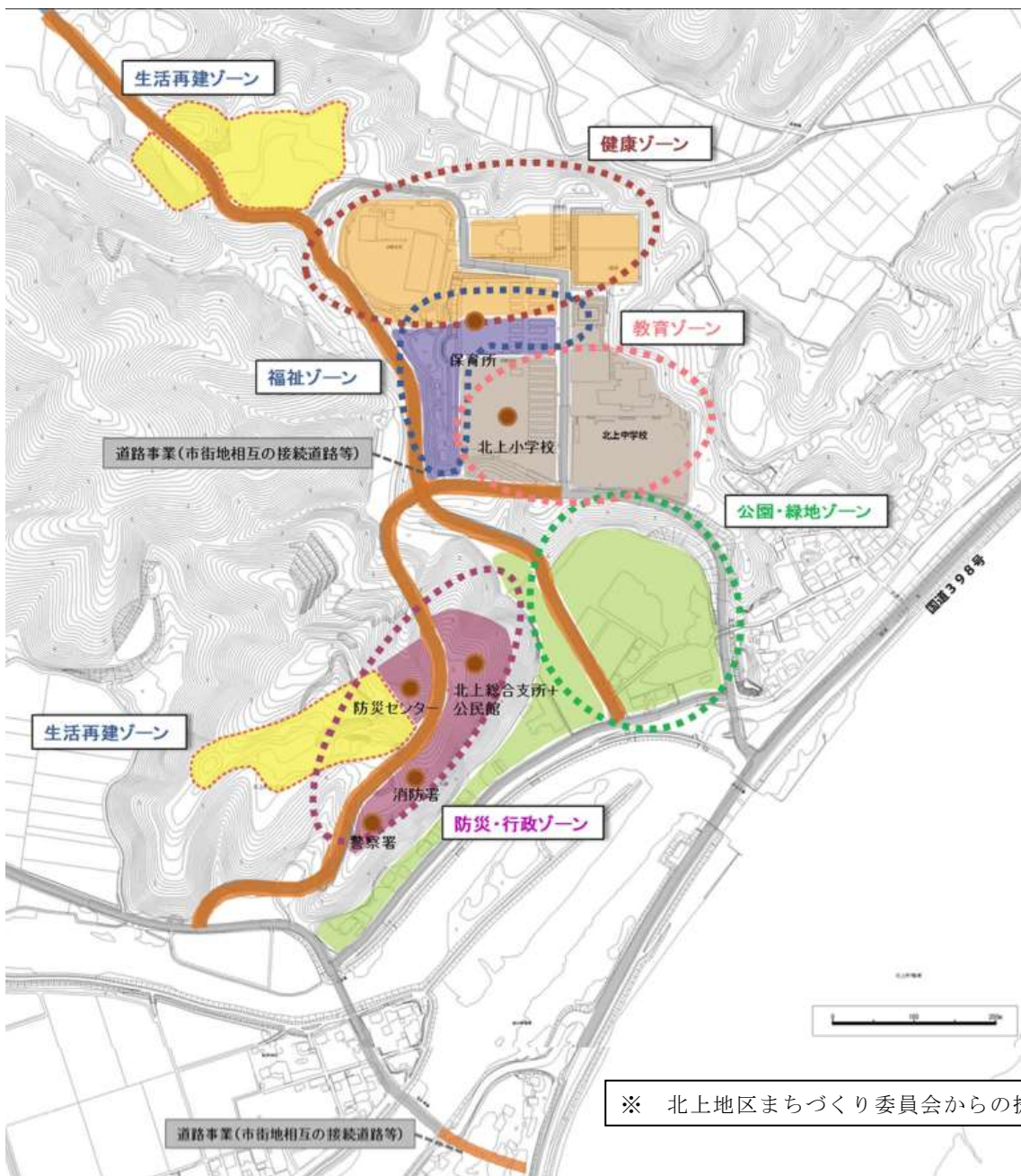
11	環境省フィールドミュージアム整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・南三陸金華山国定公園が三陸復興国立公園に指定替えになることに伴い、環境省においてフィールドミュージアムの整備を行う予定。 （展示・資料室、研修室、展望台、観察フィールド等） ・北上総合支所跡地付近

12 北上にっこり団地



・ 中心部のまちづくり構想検討中

(にっこり団地まちづくりのイメージ案)

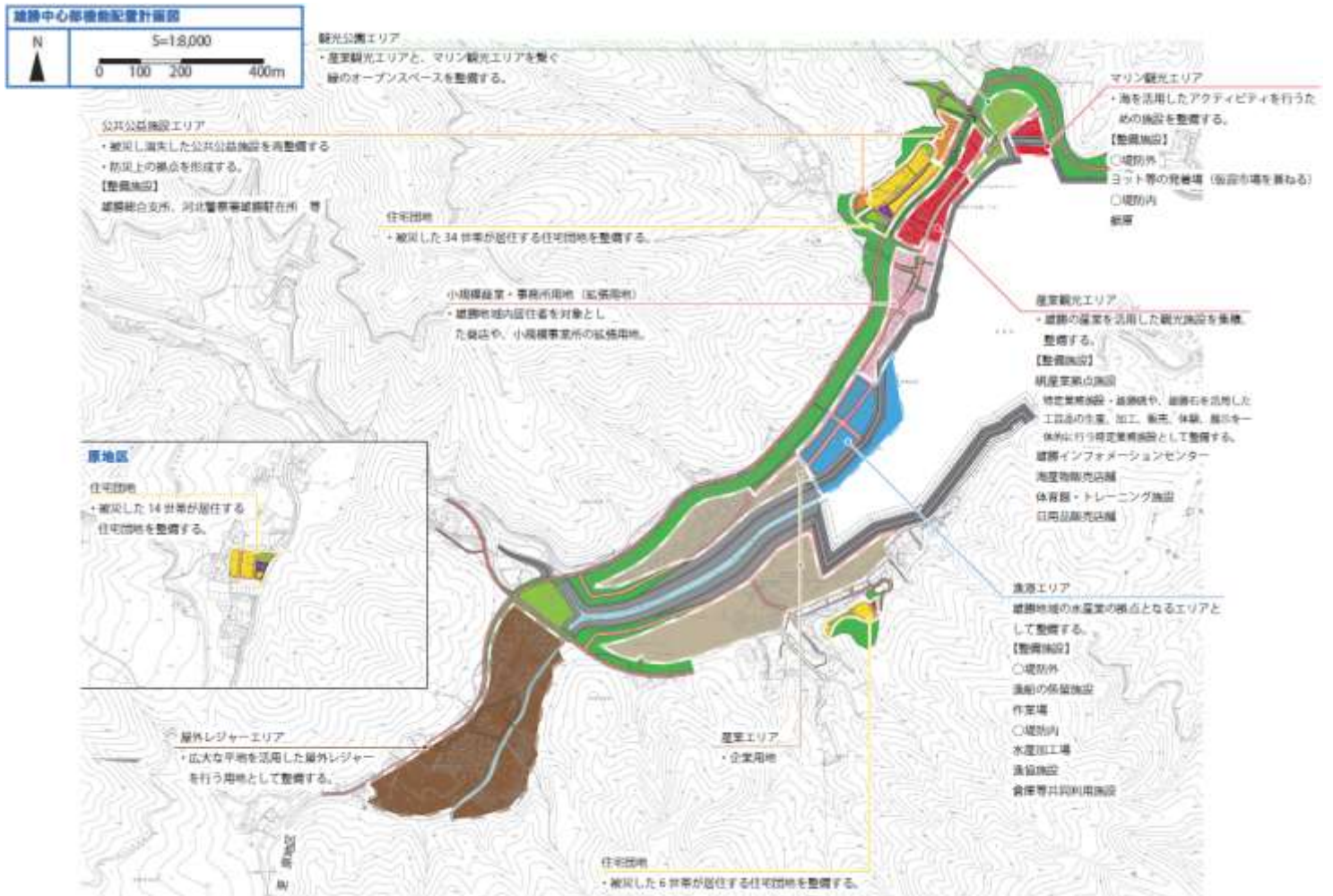


13 雄勝中心部



・ 中心部のまちづくり構想検討中

(雄勝中心部まちづくりのイメージ案)

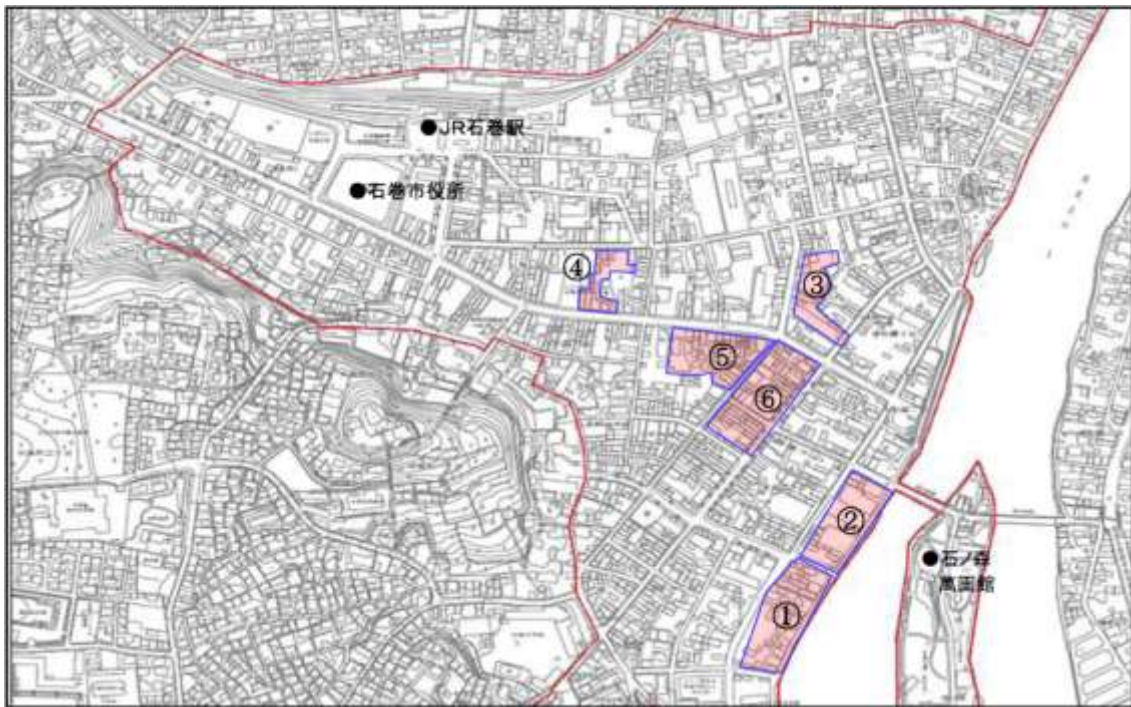


14 中心市街地



再開発事業予定地区

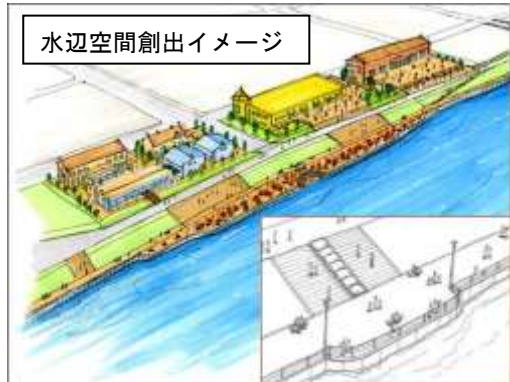
- ①中央一丁目14・15番地区、
- ②中央二丁目11番地区、
- ③中央三丁目1番地区
- ④立町二丁目5番地区
- ⑤立町一丁目5番地区
- ⑥中央二丁目3・4・5番地区



◆ いしのまき水辺の緑のpromenade

市街地の再整備と合わせ、水辺と親しみながら人々が集い、交流し、まちがにぎわいを取り戻すよう、河川堤防等を活かしたまちづくりを目指します。

水辺空間創出イメージ



◆ 住宅再建にかかる石巻市の独自支援について

1 東日本大震災被災者「住宅再建事業」

東日本大震災被災者住宅再建事業補助金フロー



1.対象者(以下のすべてに該当する方)

- 東日本大震災により全壊、大規模半壊又は半壊のり災判定を受けた住宅に自己又は親族が居住していた方
- 石巻市内(災害危険区域で被災された方)にあっては市外でも可)で被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行った方、又は被災住宅の補修を行った方
- 防災集団移転促進事業、かけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方、又はこれらの事業の補助金額が本事業の補助金額に満たない方
- 市区町村税等に滞納がない方
- 暴力団員等でない方

- 申請する方の預金通帳の写し
- 手続きする方の身分証明書の写し
- 住宅の建設若しくは購入又は被災住宅の補修に係る契約書及び領収書の写し(利子補給補助の場合は領収書の添付を省略できる)
- 住宅用地の購入に係る契約書及び領収書の写し(利子補給補助の場合は領収書の添付を省略できる)
※(1)～(3)の所定様式は窓口にて用意してあります

○利子補給補助を申請する場合

- 金銭消費貸借契約書の写し
- 返済予定明細書の写し
- 再建した住宅および購入した土地の登記事項証明書(借入状況が確認できない場合は住宅ローンの返済の確認ができる預金通帳の写し)

○取得費用補助を申請する場合

- 再建した住宅および購入した土地の登記事項証明書(未登記の場合は建築確認検査済証)

○移転費用補助を申請する場合

- 再建した住宅への引越し代金、登記費用等の領収書の写し

○かさ上げ費用補助を申請する場合

- かさ上げ工事の設計図書(位置図、平面図、かさ上げ前後の断面図、構造図等)
- 現況写真(かさ上げ工事後の状況等が分かるもの)
- かさ上げ工事の契約書および領収書の写し

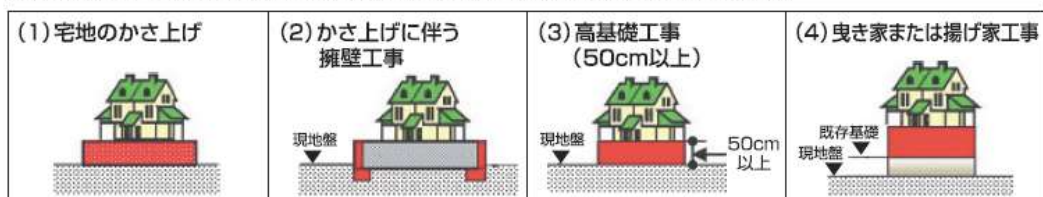
2.申請書類

○申請する方全員

- 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付申請書
- 個人情報確認等同意書
- 市区町村税等の完納証明書等
- 再建した住宅に居住している全員の記載のある住民票の写し
- り災証明書
- 申請する方の住民票の写し(申請する方が再建した住宅に居住していない場合に限る)
- 申請する方と被災住宅に居住していた方との関係が分かる戸籍謄本(申請する方が再建した住宅に居住していない場合に限る)

かさ上げ工事の補助対象について

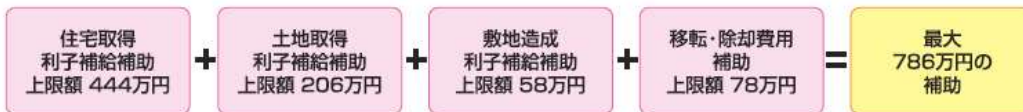
津波浸水区域内の次の工事について、経費の2分の1(上限100万円)を助成します。



※津波浸水区域とは、「平成23年度 固定資産税及び都市計画税の課税免除指定区域」のことを指します。

2 東日本大震災被災者「危険住宅移転事業」

東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金フロー



1.対象者(以下のすべてに該当する方)

- | | |
|--|--|
| (1) 東日本大震災の発災時(平成23年3月11日)に災害危険区域にある住宅に居住していた方 | (5) り災証明書 |
| (2) 災害危険区域外に住宅を再建し平成24年11月30日以前に住宅再建にかかわる契約を締結した方 | (6) 住宅の建設又は購入に係る契約書等の写し |
| (3) 補助金を受けようとする住宅再建について、東日本大震災被災者住宅再建事業補助金を受けていない方 | (7) 住宅用地の購入に係る契約書等の写し(土地を購入した場合に限る) |
| (4) 市区町村税等に滞納がない方 | (8) 敷地造成工事に係る契約書等の写し(敷地造成をした場合に限る) |
| (5) 暴力団員等でない方 | (9) 再建した住宅への引越し代金等の領収書の写し |
| | (10) 金銭消費貸借契約書の写し(建物取得、土地購入敷地造成ごとに借入額がわかるもの) |
| | (11) 返済予定明細書の写し |

2.申請書類

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金交付申請書 | (12) 移転先の土地及び建物の登記事項証明書 |
| (2) 個人情報確認等同意書 | (13) 危険住宅の除却等に要した経費の契約書、見積書及び領収書の写し(危険住宅の除却等を行った場合に限る) |
| (3) 市区町村税等の完納証明書等 | (14) 申請する方の預金通帳の写し |
| (4) 再建した住宅に居住している全員の記載のある住民票の写し | (15) 手続きする方の身分証明書の写し |
- ※(1)～(3)の所定様式は窓口にて用意してあります

東日本大震災被災者「①住宅再建事業」・「②危険住宅移転事業」の受付方法

- ◆日 時/5月29日(水)から ※土日・祝日を除く(受付時間 午前9時から午後4時まで)
 - ◆場 所/石巻市役所災害支援関係窓口(本庁舎3階36番窓口)、各総合支所保健福祉課
 - ◆申請方法/申請は予約制です。5月22日(水)午前9時から予約を受け付けますので、電話でお申し込みください。
- 【お問い合わせ先】 石巻市役所生活再建支援課 TEL95-1111(内線3957)、各総合支所保健福祉課

防災集団移転・復興公営住宅入居等方針について

石巻市では、学識経験者や市民各層からなる「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」において防災集団移転・復興公営住宅入居等の方針を検討してまいりました。検討の結果を基に、防災集団移転・復興公営住宅入居等の方針が定まりましたのでお知らせします。



復興公営住宅イメージ(吉野町一丁目地区 平成27年4月入居予定)

方針1 移転・入居にあたっては、事前登録制度を運用します。

方針2 制度の運用開始時期は、平成25年9月を予定しています。

方針3 半島・沿岸部の高台移転は、それぞれの地域にあった方針を決めます。

※注)「事前登録制度」とは、いつ、どこに、どのような集団移転団地(復興公営住宅)が完成するのといった情報や、区画制や面積(間取り)、分譲価格(家賃)の目安などを市から公表し、その情報を基にして、対象者が移転(入居)の希望先を事前に登録できる制度です。

【お問い合わせ先】 ◎防災集団移転に関すること:基盤整備相談窓口 TEL95-1111(内線5951~5954)

◎災害公営住宅に関すること:復興公営住宅相談窓口 TEL95-1111(内線5957~5959)